

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山町長

市町村名 (市町村コード)	小山町 (22344)
地域名 (地域内農業集落名)	一色・上古城 (一色・上古城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備が進み、主な作物である水稲が効率的に栽培できるよう整備されている。また、当地区の自家耕作地は全体の約70%を占めており、自身の農地は自身で管理するという意識が高い地区である。  
しかし、約37%の農家で今後営農経営に関する後継者が不在または不明となっていることから、自家耕作農家が減り、法人や地区の担い手に頼らなければならない状況になることが懸念される。その要因として、農業所得に対し、農業用機械や資材等の生産コストが高く、農業経営を続けていくことが困難であることが挙げられる。そのような中、当地区では多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持を面的に管理している組織が3組織存在する。

#### 【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稲

#### 【多面的機能支払交付金活用地区】

- ・境沢水利環境保全会
- ・一色鳥見塚環境保全会
- ・井田野開田環境資源保全会

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農業を継続させていくためには、生産コストや作業労力を削減し、収益を確保する必要がある。そのためには、農業用機械の共同利用やリース等の体制づくり、作業委託を含めた労力の削減、農作物の高付加価値化(ブランド化)等、継続可能な農業経営を実現させるための仕組みづくりを検討していく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作者と耕作地が効率的になるように、農地の集約化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者がいない農地が発生した場合、JA共同サービス等への農作業の委託の検討や調整を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦畦畔等の草刈りに労力を要するため、センチピートグラスを導入を検討する。